

医療費の改革は

本市においても、今後効果的な保健事業を研究していきたい

ためがや 剛

問 地域で進める生活習慣病の対策は？

答 深谷市国民健康保険では、被保険者に対する生活習慣病の予防対策として、「特定健康診査」及び「特定保健指導」を行っている。高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病は、自覚症状がないまま進行するため、特定健康診査は、個人が生活習慣を振り返る機会として位置付け、被保険者に対し健診案内と受診勧奨を行っている。また、特定保健指導については、生活習慣病の患者や予備軍を減少させるために、食生活や生活習慣などの見直しを指導していくものである。生活習慣病は予防可能な疾患であるため、これらを未然に防ぐことで、年々増加している国保の医療費の削減につながる保健事業として行っているものである。



問 地域が一体となって取り組めるよう医師会と連携し、役割分担や患者の情報共有の検討を実施していくのか？

答 いくつかの先進自治体が行っている、医療保険者による、データ分析に基づく保健事業のデータヘルスは、医療レセプトデータや健診データを分析し、そのデータに基づき、保険者ごとの特性や課題に即した効果の高い保健事業を企画立案し、実施していくというものである。これらの取り組みには、患者個人の情報等の取り扱いなど、地域医師会等の協力が不可欠であることから、具体的な事業を行う際には、医師会等との協議を十分に行っていくたい。

深谷市の協働推進とは

市民協働基本指針に沿い進めていく

かとう 温子

問 市民協働指針の策定に市民、団体、事業者は関わったのか。

答 行政内部で策定した。

問 真の協働と思えないが、補助金、委託料を受けている団体、無報酬でのボランティア団体に対する見直しの考えと公表について。

答 様々な経緯の上での補助金、委託料、ボランティア等がある。一律一線を引いては困難。補助金の交付状態等公開の原則を尊重し、どのように公開していくのか考えていく。

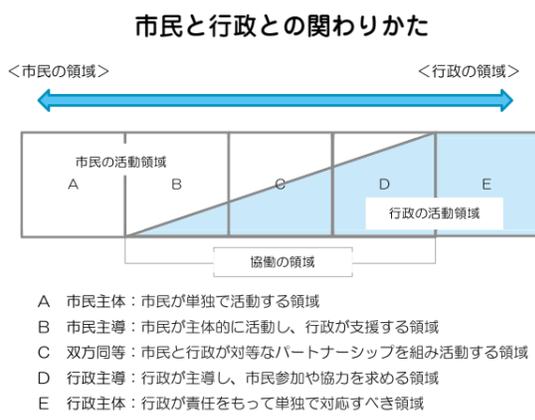
問 市民、行政、議会の関わり方は。

答 市民と行政は対等の立場で、議会チェック機能と市民目線での役割を。市内空き家は大麻大量栽培報道と空き家対策への考えは。

問 市、自治会、関係機関も含め、見守り、情報提供等を検討。今後、空き家の実態調査の上、データを地図に載せ、犯罪温床には気をつけていく。

問 空き家バンク制度及び条例策定は。空き家バンク制度を含め利活用を検討。条例は国県の動向も含め検討。

問 空き家撤去負担、固定資産税の財



2月の大雪の被害による深谷市の財政負担は

想定外の災害で、市の財政に大きな影響がある

むらかわ 徳浩

問 深谷市ほどの程度の財政負担をすることになると予想しているのか。

答 大雪による農業支援に対する市負担分は、6月補正を含め約35億円を見込んでいます。

問 農業用施設の撤去費用については市の負担の8割を、再建費用については市の負担分の7割を特別交付税で措置するとしているが、25年度の特別交付税の実績を考えると、実質的には10億円から30億円の負担があると考えてよいのか。

答 ほぼその範囲と予想できるが、深谷市の特殊事情を訴え、なるべく負担が少なくなるように努力する。

問 予期せぬ巨額の財政負担があった中で、なぜこのタイミングで市役所本庁舎建設を発表するのか。

答 本庁舎の耐震化対策は必要不可欠であり、24年度の公共施設あり方検討委員会や25年度の市民会議でも、建て替えをすべきだとの提言をいただいている。建設には最低でも5、6年かかるので、総合的に判断した。

問 市民会議の結論の後に大雪があり、

さらに東京オリンピックに伴う建設費の高騰が叫ばれている状況では、再検討するべきではないか。

答 耐震化は行政の責務であり、合併特例債を利用して建設するにはこのタイミングしかない。

問 原郷上野台線アンダーパスの優先順位は低いのか。

答 将来的な財政見通しを立て、事業の必要性や優先順位を精査し、一層の選択と集中をもって財政運営にあたる。



「議会あれこれ」議員も熱が入ります！...6月議会の一般質問は2日商。延べ67人の方が傍聴にいらっしやいました。

周年記念事業を、どのように行うのか

平成27年度に「深谷市誕生10周年記念事業」を行う

しみず 健一

問 昭和30年に市制施行され平成27年が市制施行60周年であり、平成18年に合併なので平成28年が新市誕生10周年となるが、どちらの周年記念事業を予定しているのか。

答 深谷市誕生10周年記念事業の実施を予定している。

問 事業概要、主要事業、特色のある事業についての予定を聞きたい。

答 具体的な内容は決まっていないが、市の未来に向けて、さらなる一体感の醸成につながる事業を企画していく。また、市歌も平成27年度の制定に向け準備を進めている。

都市計画税の見直し

問 都市計画税は都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために創設された目的税であり、課税の有無は市に委ねられている税金だが、市民に対して、どのように使われているかなどの周知を行っているのか。

答 現在は、成果説明書で説明しているが、今後は広報やホームページ等を通じた周知方法を検討していく。

問 課税されている地域は、既に市街地を形成している区域と今後概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされているが、10年以上経っても整備が進んでいない地域は見直すべきではないのか。

答 都市計画事業や土地区画整理事業の内容及び進捗状況、市の財政状況などを総合的に判断して全庁的に見直しを検討していく。

